

<標準様式第1-5> 個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称	後期高齢者医療情報ファイル
行政機関等の名称	東大阪市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部医療保険室 保険管理課・資格給付課・保険料課 市民生活総務室 日下行政サービスセンター・四条行政サービスセンター・中鴻池行政サービスセンター・若江岩田行政サービスセンター・楠根行政サービスセンター・布施駅前行政サービスセンター・近江堂行政サービスセンター
個人情報ファイルの利用目的	<p>高齢者の医療の確保に関する法律、その他の国民健康保険に関する法令及び条例に基づき、以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格管理、給付等に関する申請・届出の受付 ・被保険者へ被保険者証等の引渡し ・大阪府後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に住民基本台帳・税情報等を提供 ・納入通知書による後期高齢者医療保険料額の通知 ・後期高齢者医療保険料の納入状況の管理 ・後期高齢者医療保険に係る証明書の発行 ・後期高齢者に係る保健事業
記録項目	<p><国民健康保険等システム></p> <p>1個人区分、2（住記）個人番号、3世帯コード、4被保険者番号、5氏名区分、6氏名、7生年月日、8性別、9世帯主との続柄、10異動年月日、11届出年月日、12異動事由、13世帯登録区分住民となった日、14住所、15住所区分、16電話番号、17郵便番号、18国籍・地域、19在留資格、20在留期間、21資格取得喪失事由、22資格取得喪失日、23保険者番号適用開始終了日、24証区分、25保険者証交付理由、26来会理由、27交付日、28不利益処分内容、29不利益処分事実、30有効期限、31回収等の年月日、32一部負担金の割合、33一部負担金割合変更理由、34一部負担金減免理由、35一部負担金減免等認定却下理由、36一部負担金減免等認定却下年月日、37保険者番号（保険者名含）、38広域内転居取得喪失日、39被保険者住所地特例者区分、40住所地特例適用開始終了日、41ケース番号、42福祉事務所、43生活保護開始廃止日、44適用除外事由、45適用除外認定解除日、46年度、47所得異動区分、48所得更正事由、49課税非課税区分、50所得照会区分、51照会先</p>

自治体情報、52申告区分、53経過措置フラグ、54旧ただし書所得優先フラグ、55減額対象所得優先フラグ、56低Ⅰ低Ⅱ判定所得優先フラグ、57一部負担割合判定所得優先フラグ、58旧ただし書所得、59減額対象所得、60低Ⅰ低Ⅱ判定所得、61一部負担割合判定所得、62所得額、63専従者給与収入額、64特別控除額、65所得控除額、66課税標準額、67賦課のもととなる所得金額、68暫定確定賦課フラグ、69通知書発送要否フラグ、70不均一賦課地区、71月別資格情報、72賦課管理番号、73賦課期日、74賦課事由、75賦課決定変更年月日、76納入通知書等発行日、77期割情報種別、78期割異動区分、79期割決定日、80所得割率、81所得割額、82均等割額、83算出保険料額、84限度超過額、85特別軽減区分、86減額区分、87軽減開始終了日、88軽減額、89減免申請年月日、90減免種別、91減免理由、92減免額、93減免決定却下日、94月数、95市区町村別保険料、96年間保険料額、97仮徴収額、98月割減額、99納入方法、100徴収方法区分、101期別番号、102月別保険料額、103納付額、104納期限、105金融機関種別、106金融機関、107預金種目、108口座番号、109口座名義人名、110口座振替開始終了年月、111口座引落結果、112特別徴収義務者、113特別徴収対象年金、114基礎年金番号、115回付結果、116特徴収納結果、117特徴中止日、118普徴開始年月、119特徴開始年月、120特徴中止普徴開始事由、121保険料収納済額、122領収日、123収納日、124OCR簿冊番号、125OCR区分、126月別延滞金額、127延滞金収入額、128督促納期限、129催告納期限、130督促状発行日（発付コード含）、131催告書発行日（発付コード含）、132過誤納額、133還付充当区分、134還付充当番号、135還付充当額、136還付充当済額、137還付未済額、138還付加算金、139分納誓約番号、140分納誓約日、141分納誓約金額、142分納開始日、143滞納状態コード、144時効起算日、145時効成立日、146不納欠損日、147不納欠損事由、148不納欠損額、149標準負担額減額認定申請日、150標準負担額減額長期入院該当区分、151標準負担額減額長期入院該当日、152標準負担額減額認定日、153標準負担額減額認定理由、154標準負担額減額適用区分、155特定疾病認定申請日、156特定疾病名（コード含）、157特定疾病認定日、158特定疾病認定理由、159特定疾病自己負担限度額、160障害認定申請日、161障害認定身体障害者手帳級、162障害認定療育手帳、163障害認定精神障害手帳級、164障害認定国民年金証書級、165障害認定障害種別その他、166障害認定資格取得日、167老人保健受給者番号、168高額該当区分、

	<p>169加入保険者番号、170老人医療市町村番号、171老人医療受給者番号、172公費負担者番号、173公費負担医療受給者番号、174負担区分決定日、175負担区分、176負担区分判定理由、177基準収入額申請日、178基準収入額世帯合計額、179基準収入額認定日、180基準収入額認定理由、181老齢福祉年金受給開始年月日、182老齢福祉年金受給終了年月日、183老齢福祉年金記号番号、184保険料収納予定額、185保険料納付済期間、186延滞金合計額、187方書、188識別子、189企業コード、190委託者コード、191税目コード、192再発行区分、193収入印紙フラグ、194発行区分、195発行番号、196納付書発行年月日、197方書、198世帯主氏名、199従前の住所、200住所を定めた年月日、201住定事由、202事実上の世帯主、203住登区分、204住民コード、205転出区分、206転出予定地、207転出確定地、208国籍・地域コード、209在留資格、210在留期間等、211外国人住民となった年月日、212通称、213在留期間の満了の年月日、214第30条の45に規定する区分、215被保険者氏名、216方書コード、217個人番号、218統合宛名番号</p> <p><KDBシステム> 1被保険者番号、2郵便番号、3地区名、4氏名、5住所、6生年月日、7性別、8健診情報、9医療情報、10介護情報</p> <p><特定健診データ管理システム> 1被保険者番号、2郵便番号、3氏名、4住所、5生年月日、6性別、7健診情報、8通いの場データ</p>
記録範囲	高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく東大阪市被保険者（資格喪失者を含む）
記録情報の収集方法	<p>①本人又は本人の代理人</p> <p>②評価実施機関内の他部署（市民課、市民税課、介護保険料課）</p> <p>③行政機関・独立行政法人等（地方公共団体情報システム機構、厚生労働大臣・日本年金機構・共済組合等、後期高齢者医療広域連合）</p> <p>④地方公共団体・地方独立行政法人（各都道府県、各市町村）</p> <p>⑤その他（医療保険者）</p>
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない

記録情報の経常的提供先	大阪府後期高齢者医療広域連合	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 東大阪市市長公室広報公聴室市政情報相談課	
	(所在地) 〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北1-1-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号、 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号、 (マ ニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
行政機関等匿名加工情報の概要	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	実施なし	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	実施なし	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考		